

# 高齢者のインフルエンザ予防接種について

インフルエンザ予防接種は、予防接種を受ける法律上の義務はなく、予防接種の効果や副反応などについて十分に理解をしていただいたうえで、自らの意思と責任で接種を希望する方にのみ接種を行うものです。

予防接種を受ける前に必ず以下の説明をお読みください。

## 1. 対象者

- ① 接種日に満 65 歳以上の方
- ② 接種日に満 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が<sup>※</sup>極度に制限される程度の障がい<sup>※</sup>を有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい<sup>※</sup>を有する方(概ね、身体障害者手帳 1 級程度の障がい<sup>※</sup>を有する方)

## 2. 接種方法

- ◎ 接種回数 1 回
- ◎ 接種費用 自己負担額 1,800円 (公費助成も 1 回のみです)  
※生活保護法による保護を受けている方は免除されます。生活保護証明書をご提出ください。

## 3. インフルエンザ予防接種の有効性

- ・ インフルエンザは普通のかぜに比べて、気管支炎や肺炎を合併し、重症化することが多いのが特徴です。基礎疾患がある方や妊婦、乳幼児、高齢者は感染しないように予防が大切です。
- ・ 予防接種をすると、接種していない人に比べ症状が軽く、高齢者では 3～5 割の発病を防ぎ、8 割の死亡を防ぐ効果があると報告されています。また、ワクチンの効果は接種後約 2 週間から約 5 か月間継続するとされています。

## 4. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱がある方(37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方
- ④ インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤ 上記のほか、医師が予防接種を受けることが不相当と判断した方

## 5. 医師とよく相談して接種を受ける必要のある人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方
- ② 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方
- ⑤ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

## 6. 予防接種を受けた後の注意点・副反応について

- ・ 接種後30分間は、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- ・ 注射した部位は清潔に保つようにし、接種当日は過激な運動は控えましょう。入浴は差し支えありません。
- ・ 注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがあります。また、発疹、じんましん、かゆみ、発熱、寒気、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。通常2～3日で治ります。非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー様症状(じんましん、呼吸困難、血管浮腫等)が生じることがあります。
- ・ その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎、脳症、脊髄炎、肝機能障害、黄疸、ぜんそく発作が現れる等の報告があります。

## 7. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じ、厚生労働大臣が認定した場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。